

姫路市農業委員会活動計画(3カ年活動計画)

1 基本方針

わが国では、農業の担い手の減少や高齢化による後継者不足、農業人口の減少や荒廃などの問題が深刻化しており、これらの問題に適切に対応し、農地や担い手の対策を強化することが喫緊の課題となっている。

国ではこの問題に対応するべく、農地中間管理機構を活用し、農地と担い手の問題を一体的に解決する「人・農地プラン」などの施策を全国的に推進し、持続的な発展が可能な農業の育成に取り組んでいる。

さらに、平成28年4月より「農業委員会等に関する法律」の改正により「農地利用最適化の推進」を農業委員会の責務と定め、「農地利用最適化推進委員」を新設することで農業委員会にこれらの取り組みの一翼を担わせることとし、姫路市農業委員会でも平成29年8月より新たな体制に移行することとなった。

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、従来からの責務である農地行政の適正な実施はもとより、この新たに加えられた責務を十分に自覚し、下記活動方針により、農業者の立場に立ち、活力ある農業の実現に向け積極的に取り組んでいくものとする。

2 活動方針

(1) 農地行政の適正な執行

農地法等に基づき、農地の権利移動・転用許可、相続税等納税猶予適格者証明等、所掌事務の適正な執行に努める。

(2) 農地利用最適化の推進

- ① 日常的に農地利用の実態把握に努め、耕作放棄地、遊休農地、違反転用の発生防止、解消に努める。
- ② 地域農業の担い手である認定農業者、認定新規就農者の確保・育成及び集落営農の組織化・法人化を促進する。
- ③ 「農地中間管理事業」及び「人・農地プラン」の作成に積極的に参画し、担い手への農地集積を推進する。

(3) 地域の世話役活動、相談役活動の推進

担当地域の農業経営、農地利用の実態を把握し、農業者等からの相談等に適切に対応し、その内容を「農業委員会活動記録カード」に積極的に記録する。

(4) 情報収集と提供活動の推進

農政の推進や地域農業の振興に関する情報の収集に努め、農業委員会の各種取組情報とともに、姫路市ホームページや広報誌「ひめじ農業員会だより」、全国農地ナビ等を活用した積極的な情報提供を図る。

(5) 地産地消及び食育の推進

保健所等関係機関と連携し、安全・安心な地元農産物の摂取の呼びかけを通じて市民の健康の増進と社会の活性化を実現させるとともに、地産地消を推進する。

(6) 農業施策に関する意見の表明

農業者の代表として、姫路市における農地利用最適化の推進の進捗状況及び地元農業者の意向を踏まえた農業施策に関する意見を関係行政機

関等に提出し、姫路市の農業の発展に寄与する。

(7) 関係機関との連携強化

上記活動方針の円滑な実施のため、兵庫県農業会議、兵庫県、姫路市、兵庫西農業協同組合等との連携強化を図る。

3 実施期間

この計画期間は、平成29年8月1日から平成32年7月31日までとする。